

2018年7月13日

## 災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

このたびの平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

### 被害のご連絡窓口

お客さまからの被害（\*）のご連絡は、以下の受付窓口またはご契約の取扱代理店で承っております。

事故受付専用フリーダイヤル（24時間365日受付）

0 1 2 0 - 2 3 5 - 0 0 2

### 災害救助法適用に伴う特別措置のご案内

#### 保険契約の継続手続き

災害救助法が適用された日から、2か月以内に満期日を迎えるご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも災害救助法が適用された日から2か月以内に継続手続きくだされば、保険契約が継続されたものとしてお取扱いいたします。

#### 保険料の払込

災害救助法が適用された日から、2か月以内にお支払い頂くべき継続契約の保険料につきましては、災害救助法が適用された日から、2か月を限度にその払込を延期することができます。

お問い合わせ、ご相談は以下の担当窓口で承っております。

〒113-0034 東京都文京区湯島2-32-3 宮川ビル

ユニバーサル少額短期保険株式会社

電話：03-5875-1821（平日の午前9時30分～午後5時）